

## I 策定の趣旨

地方自治体を取り巻く社会環境は、市町村合併をはじめ分権社会に向けての行財政改革の推進などにより大きく変化しています。また、少子・高齢化や人口の減少が見え始め、地域コミュニティの機能維持や地域の活力の低下が予想されます。

八代市は、平成19年9月に「住民自治によるまちづくり基本指針」を策定しました。その基本指針では、住民自治によるまちづくりを進めるにあたっての基本理念を「加たって、語って、協働によるまちづくり」としています。この理念には、「住民の身近な暮らしの単位である地域独自のまちづくりと強い地域経営力を実現することが住民自治のまちづくりとなること。」さらに、市の将来像である『やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”』を住民と行政の共通目標とし、推進・展開していくことをうたっています。

~~さらに基本指針を着実に推進展開していくには、行動計画の策定が必要となりました。~~

~~そこで、平成20年6月に住民自治推進団体連絡会議を設け、33の地域及び団体との意見交換会を踏まえ、6回にわたる集中的な議論を経て、平成21年10月に「住民自治によるまちづくりの推進に関する意見書」の具申を受けました。~~

その指針に基づき、住民自治推進団体連絡会議より平成21年10月に「住民自治によるまちづくりの推進に関する意見書」の具申を受けまして、平成22年3月に「八代市住民自治によるまちづくり行動計画（前期）」を策定し、計画の推進に取り組みました。

これまでの~~行動計画（前期）~~前期計画の施策の取り組み成果や課題を踏まえ、~~本後期計画は、地域協議会が効果・効率的な施策の展開と計画的に事業を推進していくために、基本指針に基づき、さらに具申を受けた内容を踏まえ、行政内部で検討したするものを、具体的なアクションとして市民の皆さんに示します。~~

今後これからも、それぞれの地域で始まる推進する住民自治によるまちづくりを推進していくためについて、本計画の内容を適宜検証し、必要に応じて見直し、地域の状況に柔軟に対応しながら協働を進めて行きます。

**地域**：ここでいう地域とは、概ね小学校区単位の地域を指します。

**住民**：ここでいう住民とは、八代市に在住・在勤・在学する個人、地域活動団体（NPO法人を含む）、  
自治会及び企業をいいます。

**協働**：協働とは、目的ではなく、目標を達成するための手段のことをいいます。それぞれの主体が相互の信頼と理解に立って、共通する目標に向かって協力していくことを指します。

## IV

## 行動計画の概要

後期計画は、住民自治を推進していくために必要な施策を体系化し、「住民が取り組むもの」、「住民と行政が協働で取り組むもの」及び「行政が取り組むもの」について明確に整理し、その上で地域住民が主体となった取り組みを支えるための行政支援の内容をまとめています。

特に、~~小学校区単位を基礎（ただし、地域毎に異なった環境特性や歴史、文化等の実情を考慮しながら地域住民で判断します）に、これから設置していく住民自治組織（以下、「地域協議会」という。）地域協議会への支援体制~~が最も必要であることから、5つの行政支援策を盛り込んでいます。

「加たって、語って、協働によるまちづくり」を計画的に推進するため、26の施策と、188の推進項目を掲げ、「やすらぎと活力にみちた 魅力かがやく 元気都市“やつしろ”」の実現に向け取り組んでいきます。

## 第1 各種計画との関係

## 1 新市建設計画との関係

新市建設計画は、~~合併した八代市の将来（平成17～27年度）に関するビジョン~~を示しているものであり、新市において策定した総合計画の基礎となります。

~~新市建設計画第6節に示した「住民自治によるまちづくりの推進」を引き継ぎ、推進します。~~

## 21 総合計画との関係

本市の総合計画は、新市建設計画を尊重しつつ急速に進展する時代背景のなか、市の一体感の醸成を促すと同時に、多様化する市民ニーズをまちづくりに反映し、市民（住民）と行政とが協働し、より発展的かつ具体的にまちづくりに取り組むことを目的として策定しています。

その趣旨を踏まえて、「八代市総合計画（基本構想後期基本計画）」第5部第32章第23節に示した「~~協働によるまちづくりと住民自治の推進~~」の計画を推進します。

## 32 第二次行財政改革大綱との関係

行財政改革大綱は、市民の満足度を向上させるとともに、市民（住民）と行政の役割分担を明確化し、市民（住民）と行政が協力・連携する仕組みを確立するため、「行政経営」と「市民（住民）協働」を取り入れた市政改革を進めることとしています。

したがって、行財政改革大綱の柱の一つである「市民（住民）協働」の基本的事項を達成させるため、本計画にも盛り込みます。

**地域協議会：**~~地域協議会とは、概ね小学校区単位を基礎に当該地域住民で構成された組織であり、地域の課題~~

※問題点を協議し、解決に向けた意思決定機関及び活動機関をいいます。

### 43 人権教育推進に係る八代地域行動計画との関係

八代地域の人権教育の推進にあたっては、地域住民一人ひとりの人権が尊重された、差別のない明るいまちづくりを積極的に取り組んでいかなければなりません。

その趣旨を最大限尊重し、地域住民と行政の連携のもと効果的・実践的な人権教育に取り組みながら推進していきます。

## 第2 計画の期間

後期計画は、基本指針をより具体化し、~~計画的かつ効果的に実現するために、前期（準備期間）を平成22年度から26年度まで、後期（実施期間）を平成27年度から31年度まで、それぞれ5カ年計画として策定します。~~

~~前期（準備期間）ではモデル地域の実績を踏まえ、適宜見直しを図りながら全地域への地域協議会の設置を目指していきます。後期（実施期間）計画では、前期計画での課題や問題点を整理し、改善を図りながら、より一層の地域内分権協働によるまちづくりを推進していきます。~~

~~なお、期間中、計画は、毎年度ローリング（見直し・調整）し、平成27年度からの後期計画は、平成26年度に作成します。適宜見直しを図ります。~~

### 基本指針

#### 前期計画（準備期間）5カ年

平成22年度

平成26年度

#### 後期計画（実施期間）5カ年

平成27年度

平成31年度



### 第3 協働による計画の推進体制

後期計画の推進項目については、社会情勢の変化や制度の変更、住民ニーズの変化などを踏まえるとともに、**住民説明会での意見やモデル地域自主的に事業を推進する地域協議会での状況に応じ、適宜見直しを図っていくため、行政組織内に専門部署を設けの市民協働部が主体となり**、下記のような推進体制で取り組んでいきます。

#### 1 住民自治推進庁内検討会議での推進

住民自治推進庁内検討会議では、実効性ある計画の推進及び進行管理を行っていきます。また、必要に応じ専門部会の設置をし、より一層の推進を図っていきます。

#### 2 各部各課での推進

各部各課においては、所管事項の推進方策や方針、行動計画（目標値、スケジュール）を含めた具体的な対応を行っていきます。

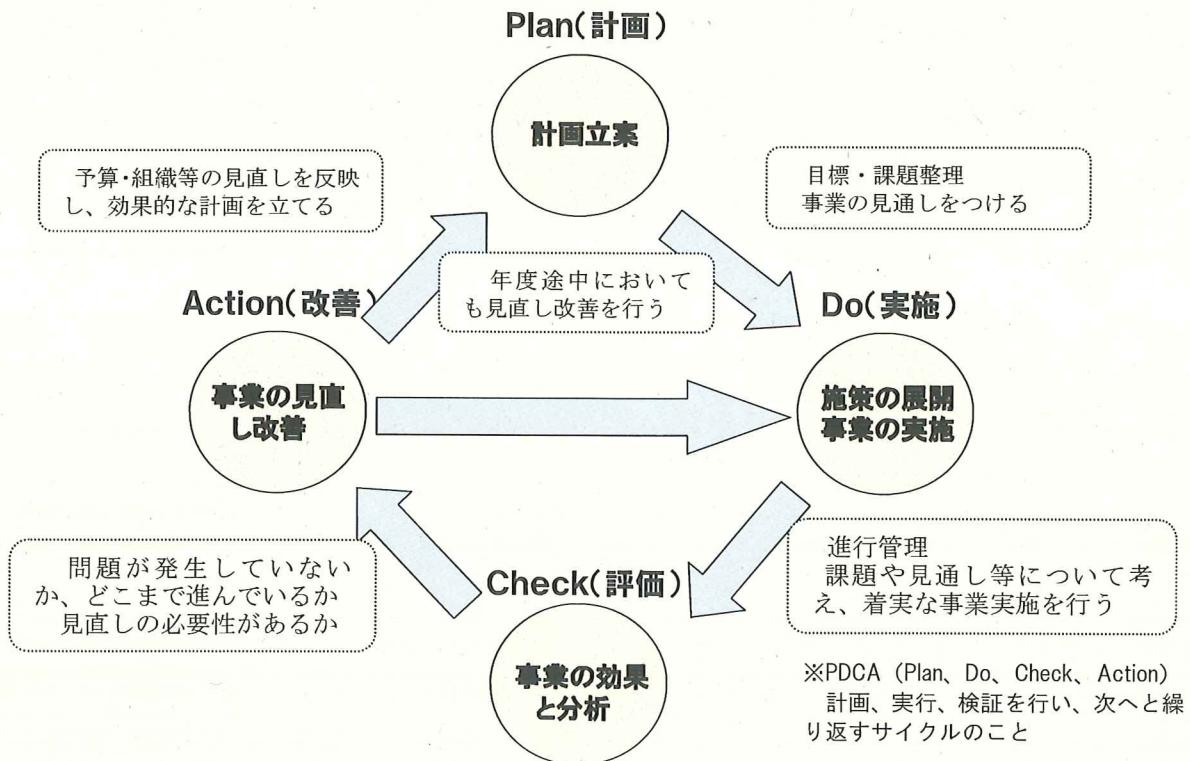
#### 3 全職員の参画

行動計画の推進にあたっては、職員からの提言や意見に耳を傾け、施策に反映、見直し、改善を図っていきます。また、職員自らも市民活動や地域活動に積極的に参加し、住民と一緒に汗を流すなどして、住民との信頼関係の構築に努めていきます。

#### 4 総合的な政策マネジメントの導入・推進

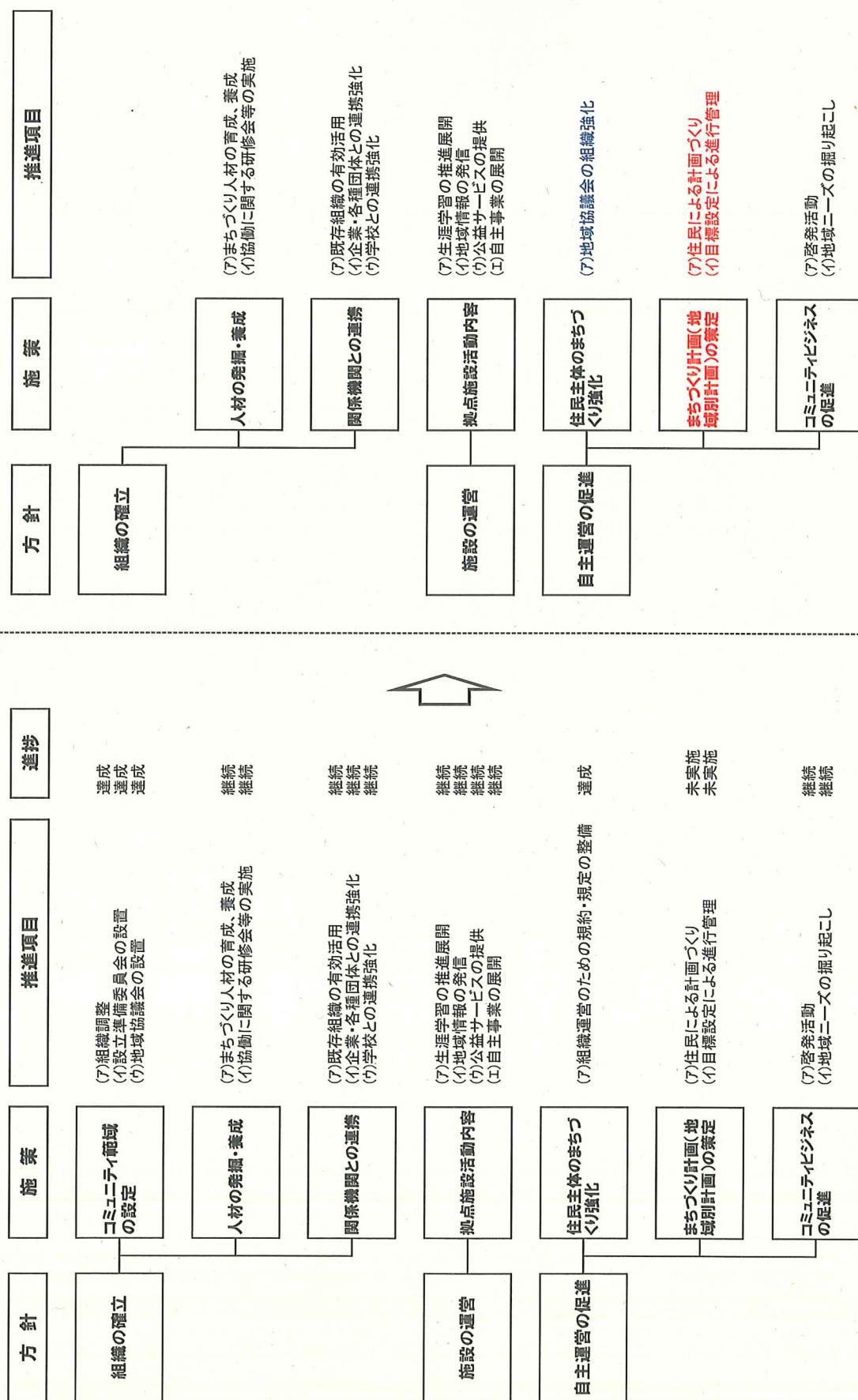
【Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善）機能を働かせます。】

本行動計画は、毎年度、事業の評価を行い、その結果を事業や計画、さらには予算や組織の見直しなどに反映させるとともに、効果・効率的な施策の展開に努めていきます。



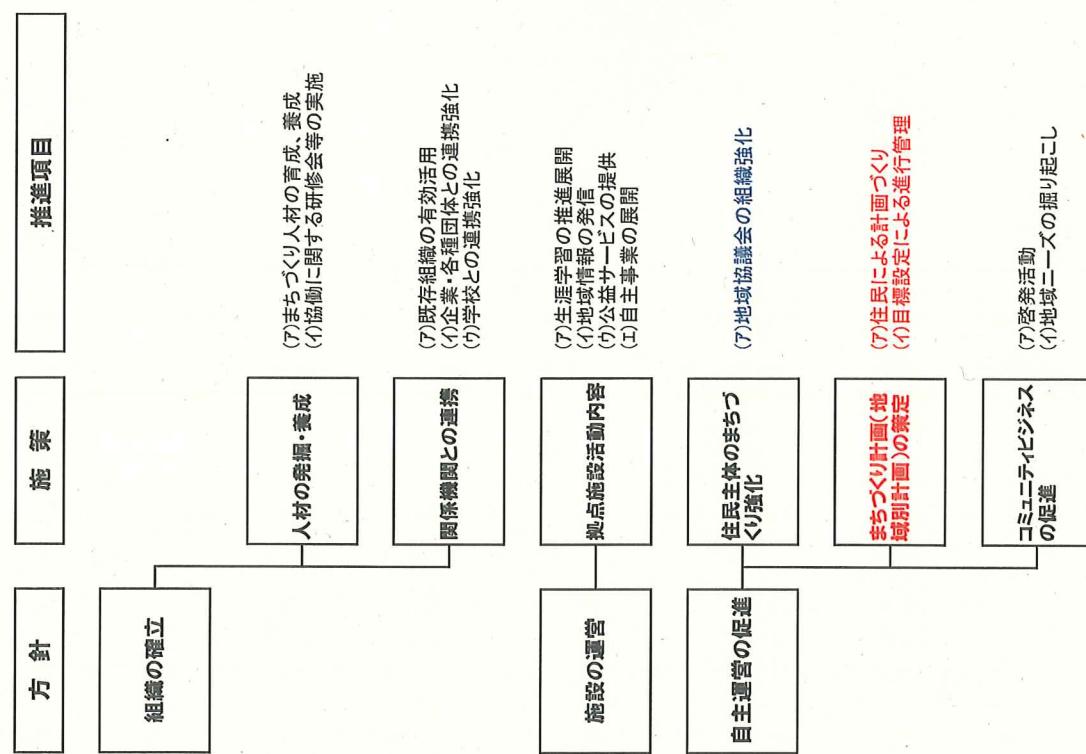
八代市住民自治によるまちづくり行動計画(後期計画)における3つの柱  
「1 住民が主体的に取り組むもの」について

○前期計画【平成22年度～平成26年度】



※赤字は重点項目、青字は修正箇所

○後期計画(たたき合)【平成27年度～平成31年度】



## 「地域まちづくり計画」ってどんなもの？

Question



「地域まちづくり計画」とは、自分たちの住む地域の基本的な情報から、地域のめざすべき姿（こうなつたらええなあ）や地域課題（あそこ、こうなつたらええのにねえ）を抽出し、その解決方法や、道筋をそこに住む住民が自ら考え、取りまとめるものです。

### なんで必要なの？どんな効果が期待できるの？

これまで地域に住むみなさん一人ひとりが「こうなつたらええなあ」や「あそこ、こうなつたらええのにねえ」と、それぞれ考えていた「つぶやき」を、具体的な形で取りまとめることにより、他の人が思っていた課題や目標を知ることができ、それまで気づいていなかつた地域の現状の認識や、課題意識の共有化、課題に対して、地域全体として取り組む土壤づくりなどが期待できます。

また、「役員が交代すると、地域の問題点の把握や、課題に対して取り組んでいた活動の引継ぎが難しい」といった問題も、地域全体に関わる行動計画の策定により、引き続き取り組む課題が明確になるという効果も期待できると同時に、今後、どんな活動を行っていくかを判断する際の基準としての活用も期待できます。

「地域まちづくり計画」の策定をめざし、地域のみなさんで集まって話し合い、地域の想いをまとめてみませんか。

### 〈地域まちづくり計画の例〉

- 1 はじめに  
地域の概要  
(位置、人口、歴史、産業、施設等)
- 2 地域の現状・課題
- 3 まちづくりの方向性  
(基本理念や重点的に取り組む項目)
- 4 まちづくりの施策
  - 課題や活性化についての具体的事業
    - ・自分たちでできること
    - ・各種団体と協働できること
    - ・学区（町）では難しいもの
  - 掲載項目
    - ・健康、福祉
    - ・生活環境
    - ・環境保全
    - ・防災
    - ・安心、安全
    - ・教育
    - ・文化、スポーツ
    - ・産業振興
    - ・交流
- 等があげられます。その他、地域の特性に応じて項目は定めます。
- 5 事業の実施スケジュール
- 6 まちづくり計画の推進体制
- 7 おわりに



## 《地域まちづくり計画の作成例》

## 安心・安全

安心・安全で快適な生活環境を作るためには、住民一人ひとりが犯罪や災害の備えをしっかりと行うとともに、地域の連携によるしくみづくりや環境整備が重要です。そのために、防犯や交通安全、防災対策や情報の発信などを行い、安心して暮らしていく〇〇学区をみんなでめざしましょう。

## 1 子どもたちが安心して通学できる〇〇学区をめざしましょう。

## ●学区課題

当学区内は田園地帯が急激に宅地化したことから、通学路に指定されている県道付近は、自動車の通行量が多い反面、信号機や横断歩道が無い交差点が多く、大変危険です。また、歩行者等の人通りが少なく、不審者の目撃がたびたび報告されています。学区の未来を担う子どもたちが安心して通学できる〇〇学区をめざし、取組を行っていきます。

## 《主な取組》

取組	自分たちでできること	協働でできること	学区では難しいもの
危険箇所の把握	・学区安全マップの作成		
通学路の安全確保	・「通学見守り隊」の結成 ・横断歩道への横断旗設置 ・飛び出し注意看板の設置	・「子ども110番の家」加入のお願い	・信号機の増設 (市・警察) ・横断歩道の設置 (市・警察) ・歩道の設置(市)
不審者対策	・不審者パトロールの実施 回数増加	・青色街路灯の設置	
児童への啓発	・ごみステーションへの〇〇小学校児童作成安全ポスター掲示	・〇〇小学校での交通安全教室の実施	